

埼葛退職校長会会則

- 第 1 条 本会は、埼葛退職校長会と称し事務局を会長指定の場所に置く。
- 第 2 条 本会は、埼葛・県内他地区に校長として在籍した退職校長及び埼葛に在住する退職校長の有志をもって組織する。
- 第 3 条 本会は、県退職校長会と連絡を密にするとともに、埼葛内の退職校長の親睦と福祉の増進を図ることを目的とする。
- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 会員相互の親睦を図るとともに、福祉の増進に努める。
 2. 教育現場との連絡を密にする。
 3. 中正健全な教育世論を喚起する。
 4. 社会教育の振興に努める。
 5. その他本会の目的達成に必要な事項
- 第 5 条 本会に、次の役員を置く。
- 会長 1名 副会長 若干名(内1名は、事務局長兼務) 理事 若干名
監事 2名 事務局員若干名 顧問
- 第 6 条 会長、副会長、監事は、総会で会員の中から選出する。
理事は、市町ごとに会員の中から選出する。事務局員は会長が委嘱する。
- 第 7 条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 第 8 条 理事は、理事会を組織し、会務の執行にあたる。
監事は、会務並びに会計を監査する。
事務局員は、庶務会計を処理する。
- 第 9 条 役員の任期は、2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
補充は、前任者の残任期間とする。
- 第 10 条 総会は、年1回会長が招集する。但し、必要により臨時に開くことができる。
- 第 11 条 緊急時の場合は、理事会をもって総会に替え、次の総会時に報告する。
2 総会が開催できない場合は、理事会の決議または会長、副会長、理事の書面による決議をもって総会に替えることができる。
- 第 12 条 総ての会議は、会長が招集して、その議長となる。
- 第 13 条 本会に顧問を置くことができる。
- 第 14 条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。
- 第 15 条 本会員の慶弔については、別に定める。
- 第 16 条 本会の会費は、毎年5月末日までに納入する。
但し、満88歳以上の会員の会費は免除する。
- 第 17 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。